

第1問のポイント

別紙が、諸要素を羅列したものとなっているので、これらを、共通する考え方に属するものごとにグループ化して整理することが求められる。そうすれば、今後の新たな問題にも対処できるようになる。

諸要素は全て、他の供給者の行動を容易に予測できるか否かに関するものである、と整理するのでもよいし、もう少し細分化した整理もあり得る。正解は一つではない。過去の状況は、将来に関する予想を補強する材料として別枠とする整理も有力である。

第2問の解答例

プライバシー・データ保護の観点から、イノベーションや品質といった競争変数の要素となって、これが左右される場合に限り、競争法の適用対象とすべきであるとしている。具体例としては、企業結合によって、ユーザと締結する利用規約等が供給者側に有利となりプライバシー・データ保護の観点から低品質なものとなる場合が考えられる。

第3問のポイント

全ての要素が日本にある場合には2条9項5号に該当する事例であることは、既に問題文に示されている（優越的地位があり、あらかじめ計算できない減額行為があり、正当化理由がない）。したがって、そのことへの言及は最小限に留め、以下のことを論ずることが求められる。

国際事件の場合の国内競争法の適用可能性については、効果理論が一般に受け容れられており、その具体化として自国所在需要者説がブラウン管事件の公取委審決・東京高裁判決でも原則的考え方とされたところである。

そうしたところ、本件では、需要側が行為者となる優越的地位濫用が問題となっているので、自国所在需要者説は、自国所在供給者説と読み替えることになる（搾取規制説でなく、公取委などが依拠する間接的競争阻害規制説を採ると、少々複雑な議論となるが、触れていなくともよい）。そうすると、本件で、供給者が自国すなわち日本に所在すると言えるか否かが問題となる。

供給側において意思決定者と商品役務供給者とが分離し異なる国に所在している場合に、どのように考えるかは、ブラウン管事件における需要側の議論を裏返すことになる。どのように考えるべきであるかについては、種々の考え方があり得るので、私見を的確に開陳していれば、いずれの意見でも構わない。

（B・Cが供給側であると気付かず上記の読替えに言及していない解答も少なくなかったが、最後まで一貫した解答となっていれば良いこととした。）